

和歌山県知事免許の宅地建物取引業者の皆さまへ

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課

**令和7年4月1日から宅地建物取引業法施行規則の改正に伴い  
オンライン申請による宅地建物取引業免許申請(新規・更新・免許換え) 手数料と  
申請書等の様式と変更されます。**

※手数料の変更はオンライン申請のみとなります。

※4月1日以降の受付は新様式のみとなります。

・オンライン申請による宅地建物取引業免許申請の手数料の変更

宅地建物取引業免許申請（新規・更新・免許換え）手数料

旧 **33000円** →新 **26500円**

・様式に変更がある申請等

各手続きのページに掲載している様式又、チェックリストをご確認ください。

①宅地建物取引業免許申請（新規・免許換え）

[宅地建物取引業免許（新規・免許換え）](#)

②宅地建物取引業免許申請（更新）

[宅地建物取引業免許申請（更新）](#)

③宅地建物取引業業者名簿登載事項変更届

[宅地建物取引業名簿事項の変更](#)

④宅地建物取引業廃業届出

[宅地建物取引業廃業届出](#)

⑤宅地建物取引業従事者変更届

[宅地建物取引業従事者変更届](#)

①

②

③

④

⑤



**問い合わせ**

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課 宅建業担当係  
TEL : 073-441-3180